

# 基準条例等の遵守及び 不正請求の防止について

令和7年3月  
障害福祉課 福祉サービス事業担当



# 1 基準条例等の遵守について

事業者の指定は、

- 法人格を有すること
- 人員基準、設備基準を満たすこと
- 運営基準に従って適正に運営ができること

を要件として、

「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

# 1-1 指定基準について

サービスごとに以下の指定基準が定められています。

- 人員基準  
(従業者の知識、技能、配置等に関する基準)
- 設備基準  
(事業所に必要な設備等に関する基準)
- 運営基準  
(事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準)

# 1-1 指定基準について

指定基準は、

利用者に対する支援を適切に実施するために必要な最低限度の基準を定めたもの。

事業者は、

常にサービスの質の向上に努めなければなりません。

# 1-2 最低基準について

以下の8つについては、  
指定基準のほか、**最低基準**も満たす必要があります。

- 1 療養介護事業所
- 2 生活介護事業所
- 3 自立訓練事業所（機能訓練、生活訓練）
- 4 就労移行支援事業所
- 5 就労継続支援事業所（A型、B型）
- 6 障害者支援施設
- 7 障害児入所施設
- 8 児童発達支援センター

# 1-2 最低基準について

指定を受けた後も、  
**指定基準・最低基準を遵守**しなければなりません。

指定基準・最低基準を満たしていない場合は、  
**改善勧告、改善命令、指定取消し**等の  
行政指導・行政処分を行うことがあります。

また、指定基準が守られていない場合、  
**報酬の減額（減算）**などのペナルティが課される  
場合があります。

## 2 不正請求の防止について

給付費の不正請求を行った場合、  
**指定の取消し**などの行政処分となることがあります。

また、行政処分に至らない場合であっても、  
不正に取得した給付費については、  
**不正利得**として返還が指導されます。

この場合、不正に取得した金額だけでなく、  
**さらに40%を上乗せして**支払わせることがあります。

## 2 不正請求の防止について

給付費を請求する際は、以下の点に注意してください。

### ポイント①

報酬告示、留意事項通知、Q&A等を十分理解し、算定要件等を正しく理解した上で請求を行うこと

### ポイント②

利用者のサービス利用状況等について、適正な管理を行うこと

※ 必要な記録等が整備されていない場合、報酬算定を認めない場合があります。



## 2 不正請求の防止について

### ポイント③

請求を行う際は、請求内容と実際の利用日数等とに相違がないか、**複数の職員**で日報やサービス提供記録などの確認を行うこと

### ポイント④

減算となる場合の要件を正しく理解し、**減算事由に該当する場合は、直ちに適用**すること  
(サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、定員超過減算、個別支援計画未作成減算など)

※ 長期間にわたり職員等の欠如が続く場合、**サービスの休止・廃止を検討**してください。

## 2 不正請求の防止について

給付費の支給決定を受けているのは、障害者又は障害児の保護者です。

各事業者が毎月、国民健康保険団体連合会（国保連）を通じて各市区町村に給付費を請求できるのは、支給決定を受けている障害者又は障害児に代わって代理受領を行っているからです。

障害者又は障害児の保護者に代わって給付費を請求・受領しているという意識を常に持つようにしてください。

## 2 不正請求の防止について

誤った請求 = 不正請求 です。

間違えて請求してしまったとしても、不正利得として返還を指導することになります。間違えて請求したことに気づいた場合は、**速やかに過誤調整等で返還**するようにしてください。

また、悪質な場合は指定取消しなどの行政処分の対象となります。

# (参考) 指定基準や報酬告示等について

指定基準（基準条例）や報酬告示等は、以下のホームページで確認できます。

## 基準条例の確認方法

URLをクリック

[栃木県／栃木県例規集 \(tochigi.lg.jp\)](https://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/pref/reiki/reiki/reiki_menu.html)

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/pref/reiki/reiki/reiki\\_menu.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/pref/reiki/reiki/reiki_menu.html)

スマホで  
読み取り



## 報酬告示等の確認方法

[法令等データベースサービス \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/hourei/)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>



# (参考) 指定基準や報酬告示等について

	指 定 基 準 等	解 釈 通 知
障害福祉サービス	<p>【指定基準】 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第28号）</p> <p>【最低基準】 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第30号）</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）
障害者支援施設	<p>【指定基準】 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第29号）</p> <p>【最低基準】 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第33号）</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号）
地域相談支援 （一般相談支援）	<p>【指定基準】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第21号）
障害児通所支援	<p>【指定基準】 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第34号）</p> <p>【最低基準（児童発達支援センターに限る）】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年栃木県条例第17号）</p>	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第12号）
障害児入所施設等	<p>【指定基準】 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第35号）</p> <p>【最低基準】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年栃木県条例第17号）</p>	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第13号）

# (参考) 指定基準や報酬告示等について

	報酬告示	留意事項通知
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）
指定相談支援 （一般相談支援）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省令告示第124号）	
指定通所支援 （障害児）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年障発0330第16号）
指定入所支援 （障害児）	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）	